

# 第25回司法シンポジウム報告

## 第25回司法シンポジウム報告

(2012年9月15日・[震が関]弁護士会館)

### 「震災復興と司法の役割」

#### 日時

2012年9月15日(土)10:30~17:30

#### 場所

[震が関]弁護士会館

2012年9月15日、第25回司法シンポジウムが開催されました。

今回の司法シンポジウムは、2011年3月11日の東日本大震災とそれに引き続き原子力発電所事故という深刻な事態を受けて、「震災復興と司法の役割」を共通テーマにしました。

前半は2つの分科会を行い、後半は全体会を行いました。

参加者は、市民の方々を含め、延べ700名を越えました。

## 1 分科会

### 第1分科会

#### 「震災復興に向けての弁護士の役割と立法提言」

第1分科会では上記のテーマに基づき、膨大な資料を踏まえた基調報告を行うとともに、ボランティア活動との連携など3例の報告を受け、「立法提言活動と課題」と題したパネルディスカッションを行いました。

#### (1) 基調報告

基調報告では、吉江暢洋会員(岩手弁護士会)が、各号5万部を印刷して被災地等に配布された岩手弁護士会ニュースに基づく情報提供の重要性、他弁護士会との連携の中で4か月間にわたって実施された岩手県三陸海岸地域での避難所巡回相談を報告しました。次に山谷澄雄会員(仙台弁護士会)が、仙台弁護士会における相談会・電話相談の実施や、震災ADRの早期立ち上げと東京弁護士会の事務局派遣支援、など、これまでにない弁護士・弁護士会としての精力的な被災者支援活動を報告しました。

また、渡邊真也会員(福島県弁護士会)が、震災直後から災害対策本部を立ち上げ弁護士会全体で被災者支援に取り組むとともに、原発事故の被害者救済支援センターを設置した上で、自治体等とも連携しながら原発事故被害者向け説明会を繰り返し行ってきたことを報告しました。

この基調報告では、報告者が被災地弁護士会の状況を、震災当時の映像と報告者の震災直後の実体験談を交えながら報告したため、参加者のみなさんは、当時の大変な状況に想いが至ったのではないのでしょうか。

基調報告では、上記のほかに、太田賢二会員(札幌弁護士会)が千葉県、茨城県弁護士会の被災者支援活動と、日弁連の初動態勢の改善点などを含め日弁連の支援活動を報告し、「東日本大震災からの復興はまだまだです。そして将来、必ず新たな大震災が起こります。そのためには、日常時からの備えが最も重要です。今日のシンポジウムがその大きなきっかけになることを期待しています。」という確なとりまとめで締め括られました。

#### (2) ボランティア活動と弁護士の連携事例報告

その後、昼休憩を挟んで、3つのボランティア活動と弁護士の連携事例の報告がなされました。弁護士が従来の枠にとらわれず、ボランティアの一員としてがれき処理を行ったり足湯に浸かってもらったりしながら、雑談の中から被災者から困ったことをお聞きする活動(遠野まごころネット)、被災地に法律上定められた様々な救済手段を分かりやすくかみ砕いた紙芝居を持参し読み聞かせをする活動(難民支援協会)、大阪弁護士会のあらゆる情報ツールや人脈を駆使した避難者支援活動の各取組が報告され、参加者から喝采を浴びました。

#### (3) パネルディスカッション～立法提言活動と課題～

次に、階猛会員(衆議院議員、岩手弁護士会)、室崎益輝氏(関西学院大学教授、災害復興制度研究所所長)、佐久間順氏(福島民報社編集局社会部長)そして新里宏二会員(前日弁連副会長、仙台弁護士会)の4人のパネリストをお招きして、弁護士・弁護士会が政策提言をし、さらに実現するまで取り組むことの意義と、自治体等との連携の必要性について討議が展開されました。室崎氏から連携活動について「大きな輪の中の中心に弁護士会の皆さんに座っていただきたい。災害が起きたときだけネットワークを結ぶのではなく、もっと持続的日常的にいろいろな問題について交流をするべきだ。」との指摘がなされました。

#### (4) 副会長挨拶

最後に、小川恭子日弁連副会長から「一連の活動に関する経験と成果は、今後の大きな力となることと思う。日弁連としては、今後起こりうる災害に備えて、今回の対応の総括を含め、きちんと検証していくことが必要である。」との挨拶がなされ、500名近くの参加者からの大きな拍手で第1分科会は終了しました。

### 第2分科会

#### 「地域司法の充実を目指す新たな視点と取組—3・11を契機として」

いわゆるゼロワン地区の解消など弁護士の側からの体制整備は進みつつあるなか、これとは対照的に、裁判官不足と多忙、そして支部機能の縮小を典型例とするように、司法基盤が未整備であることから生まれてくる裁判所側の問題は未だ多数存在しています。そこで、司法基盤の現状を見つめ直し、特に被災地における弁護士や弁護士会の新しい取組などを参考にしながら、司法基盤整備を妨げている要因、そしてその充実を実現するための理念と取組のあり方を検討するため、第2分科会でこれを議論することになりました。

#### (1) 映像放映

まず、各地域の司法基盤の実情を明らかとするため、そこに住んでいる市民や弁護士へのインタビューを中心に撮影編集されたDVD35分版が放映されました。これは、運営委員会の浦田修志会員（横浜弁護士会）が中心となって製作されたものですが、シンポ後には、このDVDは各地の弁護士会等にも配布されています。

## (2) 基調報告

映像に基づく問題提起を受け、同委員会の曾場尾雅宏会員（長崎県弁護士会）から、司法基盤整備の視点として、1) 司法基盤の地域間格差の解消、2) 司法の質の向上、3) 地域司法への市民参加、を新しい視点とした具体的な取組への提案が行われました。たとえば、基盤整備の指標として利用される「事件数」把握には潜在化したままの事件数の評価が不可欠であることや、司法予算の増額も直接視野に入れた取組が必要であること、そして、市民の役割とその連携などの重要性が熱く語られました。

## (3) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、狩野節子会員（秋田弁護士会）と工藤芳明会員（仙台弁護士会）の巧みな司会のもと、パネリストとの間で、示唆に富む議論が交わされました。たとえば、弁護士のアウトリーチの重要性は当然であるが、裁判所にもアウトリーチがあってもよい（瀧上会員）、司法はまず住民の生活圏内において問題解決をすることが重要である、司法過疎を支部単位ではなく自治体単位で考えたい（佐藤岩夫氏）、市民から見れば弁護士も裁判所に類する存在で、弁護士には地域住民と司法をつなぐ役割がある（佐藤敬子氏）、裁判官微増のなかで裁判所の紛争解決機能は低下しているという実感がある（井戸会員）、弁護士会は弁護士過疎解消に向けた取組を重ねてきた（中村会員）、など重要な指摘が相次ぎました。そして、地域の身近な問題に敏感な取組の積み重ね無くして、司法予算の増額という困難な課題にまで手が届くはずはないことを、各パネリストの発言を通じて実感することができました。さらに、このパネルディスカッションは、2時間以上の長時間となりましたが、会場参加者からも優れた指摘が相次ぐなどして、地域司法の充実させる200名以上の参加者の熱い期待も伝わってきました。

### 【パネリスト】

瀧上明会員（岩手弁護士会）  
佐藤岩夫教授（東京大学社会科学研究所教授、法社会学）  
佐藤敬子准教授（別府大学文学部准教授、大分家庭裁判所委員会委員長）  
井戸謙一会員（滋賀弁護士会、元裁判官）  
中村隆会員（札幌弁護士会、日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長）

## 2 全体会

### (1) 映像放映

第2分科会が製作した映像「あなたを守る地域の司法が今・・・」を約半分の15分に編集し、全体会の冒頭に放映しました。

### (2) 会長挨拶

山岸憲司日弁連会長が、各分科会の模様や冒頭の映像に触れつつ、日弁連が引き続き復興支援、被害救済、支部問題を始めとする司法基盤整備にまい進していく決意であることを表明しました。

### (3) 講演

JA長野厚生連・佐久総合病院の医師である色平哲郎氏をお招きし、地域医療の充実に取り組む熱意を語っていただきました。色平さんのお話は、キーワードとなる「アウトリーチ」と「ネットワーク作り」を中心に、私たち弁護士が震災復興や司法基盤の整備にどう取り組むべきかを示唆してくださるものでした。

### (4) 座談会

色平氏のほかに、永井幸寿・第1分科会長と前田豊・第2分科会長も加わり、濱田広道・運営委員会事務局長のコーディネートののもと、座談会が行われました。

座談会では、永井分科会長が震災復興における弁護士の役割という視点から、被災地での法律相談活動が具体的なニーズを把握する場となり、画期的な立法を生んだことを話しました。また、前田分科会長が司法基盤の整備という視点から、弁護士はアウトリーチとネットワーク作りに取り組むべきであるということや、そのことが市民の司法に対する信頼と期待を高め、ひいては司法予算の獲得にもつながるという認識を示しました。

色平氏からは、かつて長野県の医師不足の実情を調査した経験をふまえ、司法の状況についても地道な実情調査が有効なのではないかというアドバイスがありました。

会場発言者として、福島県相馬市民生部長の青田稔氏からは、弁護士など四団体協議会による無料法律相談会が市民生活の再建に役立ったことが、さわやか福祉財団の松村英二氏からは、災害後の速やかな初動のために事前のネットワーク作りが必要であることなどが、また、一級建築士の野崎隆一氏からは、被災地でのまちづくりには専門家の主体的な参画が求められることが、それぞれ話されました。

### (5) まとめと宣言

最後に、運営委員会の松坂英明委員長が、震災復興のための立法に弁護士が関わった姿や、司法基盤の脆弱な実情を総括し、質の高い司法サービスの提供をめざす弁護士の決意表明とも言うべき宣言を読み上げました。そして、参会者の拍手をもって閉会しました。